### (2) 年齢-被用者年金の平均年齢は地共済が最も高く、国共済が最も低いー

被保険者の平均年齢を平成 17 年度末でみると (図表 2-2-3)、被用者年金では地 共済が最も高く 43.3 歳、次いで厚生年金 41.6 歳、私学共済 40.9 歳、国共済 39.8 歳の順となっている。また、国民年金第1号被保険者の平均年齢は 40.0 歳となって いる。

凶衣 2-2-3	(枚)木)火有	ひと中断	一平风	17 年度木	_	
巨八	同比坛人	国业逐	+₩ ++ シメ <b>ン</b>	利学业这	国民	年金
区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	第1号	第3号
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	41.6	39.8	43. 3	40. 9	40. 0	43. 1
男性	42. 4	40. 5	44. 2	46. 5	39. 0	48.0
女性	39. 8	36. 7	41.8	35. 7	41.0	43. 0
年齡分布(男女計)	%	%	%	%	%	%
計	100. 0	100.0	100.0	100.0	100. 0	100.0
20歳未満	0. 7	1.6	0. 1	0.0	***	_
20~24歳	7. 5	6.8	2.8	11.4	20.0	1.5
25~29歳	13. 5	11.4	8. 9	15. 5	11.0	7.0
30~34歳	14.8	16. 2	12. 7	12. 3	10. 5	15.6
35~39歳	12.6	14.6	12. 4	10.3	9. 6	17. 2
40~44歳	11. 3	13.9	13. 6	10. 3	8. 4	15. 5
45~49歳	10. 4	12.7	15. 6	10. 1	8. 3	13. 7
50~54歳	10.6	11.4	16. 9	9.6	11.4	14.8
55~59歳	12. 1	9.4	15. 2	10.4	19. 3	14. 5
60~64歳	4. 9	1.8	1.7	6. 7	1.2	_
65歳以上	1.8	0.2	0. 1	3. 4	0. 1	

図表 2-2-3 被保険者の年齢 -平成17年度末-

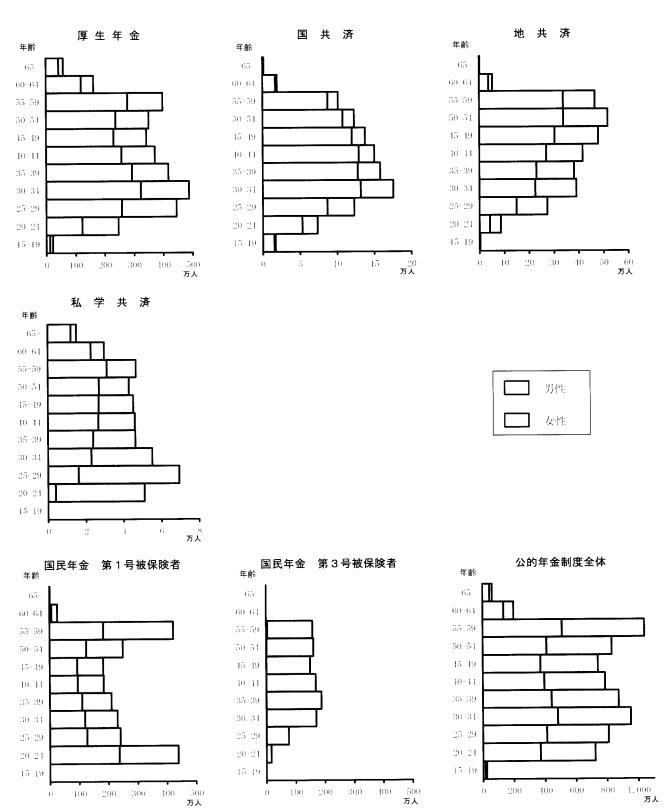
平成 17 年度末における被保険者の年齢分布をみると(図表 2-2-3、2-2-4)、地共済の分布は、 $45\sim49$  歳、 $50\sim54$  歳の割合がそれぞれ 15.6%、16.9%と他制度に比べて高く、54 歳以下で総じて年齢が若い方ほど割合が小さくなる逆ピラミッド型となっており、特徴的である。厚生年金は、 $30\sim34$  歳(14.8%)と  $55\sim59$  歳(12.1%)に 2つの山があり、国共済は  $30\sim34$  歳(16.2%)で前後の年齢層に比べ割合が大きくなっている。また、私学共済は、 $25\sim29$  歳で 15.5%と前後の年齢層に比べ突出している他、65 歳以上が 3.4%と他制度に比べて大きくなっている。

国民年金第1号被保険者は被用者年金と異なる年齢分布を示しており、20~24歳が最も多く20.0%、次いで55~59歳の19.3%となっている一方で、35~49歳の各年齢層は10%以下の割合となっている。

注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

図表 2-2-4 被保険者の年齢分布 - 平成 17 年度末-



注。国民年全第1号被保険者には任意加入被保険者を含む

平均年齢の推移をみると(図表 2-2-5、2-2-6)、被用者年金は各制度とも上昇を続けてきたが、平成 17 年度には国共済と地共済で若干低下している。厚生年金と私学共済では、平成 14 年度に、65 歳未満から 70 歳未満への被保険者の適用拡大等の影響で大幅に上昇したが、15 年度以降は従来程度の伸びに戻っている。私学共済は、被用者年金の中で男性の平均年齢が最も高く、女性の平均年齢が最も低いという特徴をもつが、適用拡大があった平成 14 年度に特に男性で大きく上昇したのが日立っている。一方、国民年金の第 1 号被保険者の平均年齢は、低下傾向の後、近年は横ばいとなっていたが、平成 17 年度には 0.3 歳上昇した。

図表 2-2-5 被保険者の平均年齢の推移

$\bigcirc$	男	4	큵	H
$\sim$	//	$\sim$	ш	

年度末	厚生	年金	国共済	地共済	私学共済	国民	年金
		旧農林年金	四六仍	地共併	似子共併	第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	39.9	39.7	38.5	41.5	38.9	40.8	41.4
8	40.0	40.0	38.6	41.2	39.0	40.7	42.0
9	40.2	40.3	38.7	41.6	39.1	40.4	42.1
10	40.4	40.6	39.0	41.9	39.3	40.0	42.2
11	40.5	40.9	39.3	42.2	39.5	39.8	42.4
12	40.6	41.1	39.4	42.3	39.6	39.7	42.5
13	40.7	41.3	39.5	42.7	39.7	39.6	42.6
14	41.3		39.7	42.9	40.8	39.7	42.6
15	41.4		39.9	43.0	40.8	39.6	42.7
16	41.5		40.0	43.4	40.8	39.7	42.8
17	41.6	i	39.8	43.3	40.9	40.0	43.1

#### ○男性

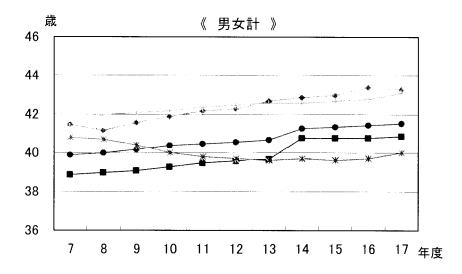
年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民	年金
		旧農林年金	四六仍	地共併	位于共併	第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	40.7	41.1	39.0	42.3	44.2	39.6	46.6
8	40.8	41.4	39.1	42.1	44.4	39.5	48.8
9	41.1	41.7	39.2	42.4	44.5	39.1	48.3
10	41.2	41.9	39.5	42.8	44.7	38.9	49.1
11	41.3	42.2	39.8	43.1	44.9	38.6	48.6
12	41.4	42.3	40.0	43.2	45.1	38.5	49.2
13	41.5	42.6	40.1	43.5	45.2	38.5	48.7
14	42.1		40.2	43.8	46.6	38.7	47.4
15	42.2		40.5	43.9	46.6	38.5	47.0
16	42.3		40.7	44.4	46.6	38.7	48.5
17	42.4		40.5	44.2	46.5	39.0	48.0

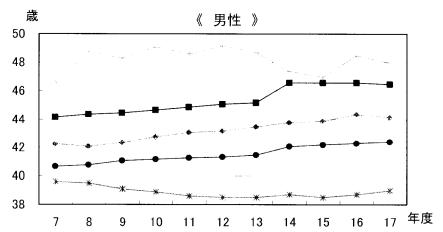
#### ○女性

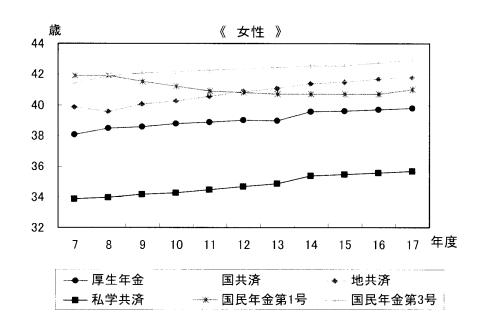
年度末	厚生年金		<b>三北</b> ※	106-11-34-	T1 11/11 14	国民	年金
		旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	38.1	37.3	36.3	39.9	33.9	41.9	41.4
8	38.5	37.8	36.4	39.6	34.0	41.9	41.9
9	38.6	38.2	36.4	40.1	34.2	41.5	42.1
10	38.8	38.5	36.6	40.3	34.3	41.2	42.2
11	38.9	38.8	36.6	40.6	34.5	40.9	42.3
12	39.0	39.2	36.9	40.9	34.7	40.8	42.4
13	39.0	39.4	36.9	41.1	34.9	40.7	42.5
14	39.6		36.9	41.4	35.4	40.7	42.6
15	39.6		36.9	41.5	35.5	40.7	42.6
16	39.7		36.9	41.7	35.6	40.7	42.8
17	39.8		36.7	41.8	35.7	41.0	43.0

- 注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。
- 注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。
- 注3 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

図表 2-2-6 被保険者の平均年齢の推移







### (3) 男女構成 -女性割合の多い私学共済、少ない国共済-

被保険者に占める女性の割合を平成17年度末でみると(図表2-2-7)、被用者年金では私学共済が52.3%と最も大きく、5割を超えている。一方、地共済と厚生年金は、それぞれ36.8%、34.2%で3割強、国共済は最も低く18.8%である。

また、国民年金第1号被保険者の女性割合は49.7%である。

図表 2-2-7	男女別被保険者数	-平成17年度末-
X /(2 - 2 - 1)	77 SK 77170X 17519X 141 SX	一十成 11 十冷木一

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	出游 公的年金 国民年金		年金
<i>△</i> ,		国 <i>八</i> 1月	767.1A	松子共併   制度全		第1号	第3号
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	33, 022	1,082	3, 069	448	70, 447	21, 903	10, 922
男性	21,740	878	1, 940	214	35, 877	11,010	96
女性	11, 282	204	1, 130	234	34, 570	10, 893	10,827
女性	%	%	%	%	%	%	%
割合	34. 2	18.8	36. 8	52. 3	49. 1	49. 7	99. 1

注 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

女性割合の推移をみると(図表 2-2-8)、国民年金で毎年少しずつ減少してきている一方で、被用者年金では各制度とも微増傾向にある。私学共済では平成 14 年度に一時的に 1.2 ポイントの減少となっているが、これは、被保険者の適用拡大等の影響で男性を中心に被保険者数が増加した結果と考えられる。

図表 2-2-8 被保険者の女性割合の推移

		<b>.</b>						
年度末	厚生.	年金	国共済	地共済	私学共済	公的年金[	国民生	
		旧農林年金				制度全体	第1号	第3号
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	33.2	38.4	16.9	35.4	51.9	49.6	51.7	99.7
8	33.2	38.4	17.1	35.6	52.1	49.5	51.6	99.7
9	32.9	38.3	17.2	35.8	52.2	49.4	51.5	99.7
10	32.9	38.4	17.4	36.0	52.4	49.4	51.2	99.6
11	32.9	38.4	17.5	36.1	52.6	49.4	50.9	99.6
12	33.0	38.4	17.7	36.3	52.7	49.3	50.7	99.5
13	33.0	38.3	17.8	36.4	52.8	49.3	50.5	99.5
14	33.2		17.9	36.5	51.6	49.1	50.1	99.4
15	33.5		18.1	36.7	51.9	49.1	49.9	99.3
16	33.8		18.5	36.7	52.1	49.1	49.8	99.2
17	34.2		18.8	36.8	52.3	49.1	49.7	99.1
対前年度堆	自減差							
8	0.0	$\triangle$ 0.0	0.2	0.2	0.2	△ 0.1	$\triangle$ 0.0	0.0
9	$\triangle$ 0.3	$\triangle 0.0$	0.1	0.2	0.1	△ 0.1	$\triangle 0.2$	$\triangle 0.0$
10	$\triangle 0.0$	0.0	0.2	0.2	0.2	$\triangle$ 0.0	$\triangle 0.3$	$\triangle 0.0$
11	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	△ 0.0	$\triangle 0.2$	$\triangle 0.0$
12	0.1	△ 0.0	0.2	0.2	0.1	△ 0.1	$\triangle 0.2$	$\triangle 0.0$
13	0.0	△ 0.1	0.1	0.1	0.1	$\triangle 0.0$	$\triangle 0.2$	$\triangle 0.1$
14	0.2		0.1	0.1	$\triangle 1.2$	$\triangle 0.2$	$\triangle 0.3$	$\triangle 0.1$
15	0.3	]	0.2	0.1	0.3	△ 0.0	$\triangle 0.2$	$\triangle$ 0.1
16	0.3		0.4	0.1	0.2	△ 0.0	$\triangle 0.1$	$\triangle 0.1$
17	0.3		0,3	0.1	0.2	△ 0.0	$\triangle 0.0$	$\triangle 0.1$

注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

## (4) 1人当たり標準報酬額(月額) -男女間の差が小さい国共済と地共済-

被用者年金について 1 人当たり標準報酬月額(賞与は含まない)を平成 17 年度末でみると(図表 2-2-9)、最も高いのは地共済で 45.5 万円、次いで国共済 40.9 万円、私学共済 37.0 万円、厚生年金 31.3 万円の順となっている。なお、地共済の標準報酬月額は、地共済から報告を受けた「平均給料月額」が時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まないベースのものであるので、他制度と比較するために 1.25 倍したものである(地共済は他の制度と異なり、「給料」で掛金や給付額を算定する仕組みとなっている。)。

また、1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を100とする女性の水準によってみると、国共済、地共済の2制度がそれぞれ83.2、93.7であり、厚生年金の63.3、私学共済の65.5に比べて男女間の差が小さい。

図表 2-2-9 1 人当たり標準報酬月額 - 平成 17 年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	Н	H	円
計	<313, 204>	<408, 832>	<454, 555>	<369, 808>
男性	<358, 118>	<422 <b>,</b> 162>	<465, 294>	<451, 095>
女性	<226, 582>	<351,414>	<436, 119>	<295, 608>
男性を100とした女性の水準	<63. 3>	<83. 2>	<93. 7>	<65. 5>

- 注1 「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。
- 注2 地共済の1人当たり標準報酬月額は、平均給料月額を標準報酬ベースに換算した(1.25倍)場合の額である。
- 注3 地共済の平均給料月額は男女計363,644円、 男性372,235円、女性348,895円である。
- 注4 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保 険者についての数値である。

次に、賞与も含めた総報酬ベースでの水準をみる。1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)、すなわち、総報酬ベースの標準報酬総額(年度間累計)を年度間平均被保険者数で除した額(月額)をみると(図表 2-2-10)、平成 17 年度では、地共済 60.3 万円、国共済 54.6 万円、私学共済 49.0 万円、厚生年金 37.4 万円の順となっており、標準報酬月額ベースと同様の状況になっている。また、総報酬ベースの男性を 100 とした女性の水準は、標準報酬月額ベースに比べ、各制度とも若干低めとなっている。

図表 2-2-10 1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)-平成17年度-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	374, 238	545, 501	. 602, 790	490, 336
男性	431, 514	565, 562	622, 025	604, 436
女性	263, 913	459, 458	569, 777	386, 388
男性を100とした女性の水準	61. 2	81. 2	91. 6	63. 9

注1 「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額〈総報酬ベース〉の年度間平均(被保険者一人当たり月額)である。

注2 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

図表 2-2-11 1人当たり標準報酬額(月額)の推移

年度	厚生	年金	国共済	地共済	私学共済
〈年度末〉		旧農林年金	四天仍	地大街	松子六佰
平成	円	円	円	円	円
7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
8	<311,344>	<282,375>	<385,459>	<432,775>	<348,348>
9	<316,881>	<286,727>	<390,090>	<441,521>	<353,682>
10	<316,186>	<289,986>	<396,612>	<448,151>	<357,706>
11	<315,353>	<292,577>	<401,956>	<453,615>	<360,832>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
13	<318,679>	<296,925>	<412,231>	<461,583>	<367,677>
14	<314,489>		<406,373>	<456,830>	<369,995>
15	375,064		542,694	602,387	498,031
	<313,893>		<402,646>	<453,265>	<370,972>
16	374,812		543,117	603,578	493,099
	<313,679>		<406,543>	<454,605>	<369,692>
17	374,238		545,501	602,790	490,336
	<313,204>		<408,832>	<454,555>	<369,808>
対前年度:	<del></del> 増減率(%)				
8	<1.2>	<1.7>	<1.5>	<2.0>	<1.5>
9	<1.8>	<1.5>	<1.2>	<2.0>	<1.5>
10	⟨△ 0.2⟩	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.1>
11 12	<△ 0.3> <1.1>	<0.9> <0.9>	<1.3> <2.0>	<1.2> <1.0>	<0.9> <1.5>
13	⟨∆ 0.0⟩	(0.6)	<0.5>	<0.8>	(0.4)
14	⟨△ 1.3⟩	10.07	<△ 1.4>	⟨△ 1.0⟩	<0.6>
15					
	<△ 0.2>		<△ 0.9>	⟨△ 0.8⟩	<0.3>
16	$\triangle$ 0.1		0.1	0.2	△ 1.0
1.7	⟨△ 0.1⟩		<1.0>	<0.3>	<△ 0.3>
17	$\triangle$ 0.2 $\langle \triangle$ 0.2 $\rangle$		0.4 <0.6>	$\triangle$ 0.1 $\langle \triangle$ 0.0 $\rangle$	$\triangle$ 0.6 $\langle 0.0 \rangle$
注1	亚式15年度1				□ 再加久公安百/﴿公

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額〈総報酬ベース〉の年度間平均(被保険者一人当たり月額)である。また、〈>内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は 旧農林年金を含まない。

注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額 ベースに換算した場合の額である。

1人当たり標準報酬額(月額)の推移をみると(図表 2-2-11)、厚生年金では近年僅かながら低下傾向が続いている。平成17年度の総報酬ベースでの対前年度増減率は、厚生年金で0.2%減、国共済で0.4%増、地共済で0.1%減、私学共済で0.6%減であった。

また、男性を 100 とした女性の水準の推移をみると(図表 2-2-12)、厚生年金、 地共済、私学共済については、平成 12 年度を除き、少しずつではあるが男女間の差 が縮まってきている。一方、国共済は、平成 17 年度末の水準が平成 7 年度末の水準 を下回っている状況にある。

図表 2-2-12 1人当たり標準報酬額(月額)の男性を 100 とした女性の水準の推移

年度	厚生组	丰金	国共済	地共済	私学共済
〈年度末〉		旧農林年金			
7	<59. 2>	<67. 2>	<84. 7>	<91.6>	<62.6>
8	<59.4>	<67. 7>	<84. 2>	<91.6>	<63.0>
9	<59. 5>	<67. 9>	<83. 9>	<92, 2>	<63.4>
10	<60. 2>	<68. 1>	<83. 6>	<92.4>	<63.7>
11	<60.9>	<68. 3>	<83. 4>	<92.7>	<64.0>
12	<60.8>	<68. 3>	<83. 7>	<92. 6>	<63.4>
13	<61.4> ↓	<68. 6>	<83. 8>	<92.8>	<63.7>
14	<62, 4>		<83. 4>	<92. 9>	<64.5>
15	61.0		81.5	91.0	63. 0
	<62. 5>		<83. 2>	<93.0>	<64. 9>
16	61. 0		81. 2	91.1	63. 5
	<62. 9>		<83. 3>	<93.3>	<65.3>
17	61. 2		81.2	91.6	63. 9
	<63. 3>		<83. 2>	<93. 7>	<65.5>
対前年度均	<b>曽減差</b>		·		
8	<0.2>	<0.5>	⟨△ 0.5⟩	<0.0>	<0.4>
9	<0.1>	<0.2>	<△ 0.4>	<0.5>	<0.4>
10	<0.6>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.2>	<0.2>
11	<0.7>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.3>	<0.3>
12	⟨△ 0.0⟩	<0.0>	<0.3>	<△ 0.1>	<△ 0.6>
13	<0.6>	<0.2>	<0.1>	<0.2>	<0.3>
14	<1.0>		<△ 0.4>	<0.1>	<0.8>
15					•••
	<0.1>		<△ 0.2>	<0.0>	<0.4>
16	0.0		△ 0.4	0.1	0.5
	<0.4>		<0.1>	<0.3>	<0.4>
17	0. 2		0.1	0.5	0.4
	<0.3>		<△ 0, 1>	<0.4>	<0.2>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額〈総報酬ベース〉の年度間平均(被保険者一人当たり月額)の女性水準である。 また、〈>内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均の女性水準である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

### (5) 標準報酬総額 -厚生年金・私学共済で増加-

被用者年金の平成 17 年度の標準報酬総額(総報酬ベース・年度間累計)は、厚生年金 148 兆 7,083 億円、国共済 7 兆 654 億円、地共済 22 兆 2,616 億円、私学共済 2 兆 6,495 億円であった(図表 2-2-13)。

標準報酬総額の推移をみると、厚生年金は、平成 16 年度に引き続き 17 年度も増加しており、総報酬ベースで 1.3%の増であった。また、私学共済も平成 17 年度に総報酬ベースで 0.9%増となっている。私学共済は、被保険者数の増加を背景に、一貫して増加傾向が続いている。平成 14 年度の高い伸びは、被保険者の適用拡大が影響しているものと考えられる。一方、国共済及び地共済は、近年減少傾向にあり、平成 17 年度には総報酬ベースでそれぞれ 0.1%減、1.5%減となっている。平成 12 年度に、標準報酬月額ベースで地共済が減少するとともに国共済が他年度に比べ大きく増加しているが、これには、地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことが影響している。

図表 2-2-13 標準報酬総額の推移

年度	厚生年金 旧三共済 旧農林年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計			
平成	億円	億円	億円	<b>億</b> 円	億円	億円				
十成 7	<1,215,248>		<16,873>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>			
8	<1,235,867>		<16,986>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1,515,977>			
9	<1,281,		<16,898>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<1,541,603>			
10	<1,272,	:	<16,787>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<1,535,358>			
11	<1,247,	826>	<16,714>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<1,512,606>			
12	<1,240,	660>	<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>			
13	<1,231,9	930>	<16,410>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<1,497,374>			
14	<1,233,0	692>		<54,065>	<175,486>	<19,005>	<1,482,247>			
15	1,458,	725		71,088	228,236	26,076	1,784,125			
	<1,219,	199>		<52,860>	<171,616>	<19,275>	<1,462,950>			
16	1,468,	506		70,717	225,979	26,263	1,791,464			
	<1,226,			<52,582>	<169,031>	<19,572>	<1,467,412>			
17	1,487,			70,654	222,616	26,495	1,806,849			
	<1,242,			<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1,482,266>			
	(1,212,101) (101,201) (1,102,200)									
対前年	度増減率(%)									
	<1.7>		<0.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>	<1.7>			
9	⟨3.7⟩	《1.7》	<△ 0.5>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.7>			
10	<△ 0.7>		<△ 0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>	<△ 0.4>			
11	⟨△ 1.9⟩		⟨△ 0.4⟩	<0.9>	<0.8>	<1.3>	⟨△ 1.5⟩			
12	⟨△ 0.6⟩		<△ 0.7>	<2.8>	<△ 0.7>	<1.6>	⟨△ 0.5⟩			
13	<△ 0.7>	// A	<△ 1.1>	<0.5>	<0.0>	<1.3>	⟨△ 0.6⟩			
<u>14</u> 	<u>&lt;0.1&gt;</u>		1.2)	< <u> </u>	<△ 0.5>	<5.5> 	<△ 1.0>			
15	<△ 1.2>			<∆ 2.2>	⟨△ 2.2⟩	<1.4>	<△ 1.3>			
16	0.7			$\triangle 0.5$	$\triangle 1.0$	0.7	0.4			
10	<0.6>			<∆ 0.5>	<∆ 1.5>	<1.5>	<0.3>			
17	1.3			△ 0.1	$\triangle$ 1.5	0.9	0.9			
	<1.3>			<0.3>	⟨△ 1.1⟩	<1.4>	<1.0>			
34- 1										

注1 年度間累計の額である。

注2 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、〈>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注4 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注5 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

# 3 受給権者の現状及び推移

### (1) 受給権者数 -各制度とも増加が続く-

平成17年度末の受給権者数は、厚生年金2,511万人、国共済98万人、地共済229万人、私学共済28万人、国民年金2,439万人(新法基礎年金と旧法国民年金の合計)であった(図表2-3-1)。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると 3,287 万人である。

図表 2-3-1 受給権者数の推移

		厚生年金		——————————————————————————————————————			
年度末	!			国共済	地共済	私学共済	国民年金
		旧三共済	旧農林年金	E37/17	地大仍	1公子次仍	新法基礎年金と
平成	千人	千人	千人	千人	-T 1	T (	旧法国民年金
7	14,448	633	266.0	778	千人	千人	千人
8	15,239	632	200.0 278.2	794	1,747	173.5	15,152
9	16,8		290.4	794 810	1,793	184.6	16,010
10	17,6		302.8		1,848	193.5	16,987
11	18,5			823	1,898	202.5	17,871
12	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		314.9	835	1,942	212.7	18,795
13	19,5		330.7	862	1,984	223.8	19,737
	20,5		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,9			906	2,109	245.9	21,653
15	23,1			933	2,174	258.2	22,544
16	24,2			962	2,240	271.0	23,431
17	25,1	10		984	2,289	280.8	24,393
対前年周	度増減率(%)						
8	5.5	$\triangle 0.2$	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	$\langle\!\langle 5.9 \rangle\!\rangle$	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	<b>《5.</b>		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1
16	4.7		l	3.1	3.0	5.0	3.9
17	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1

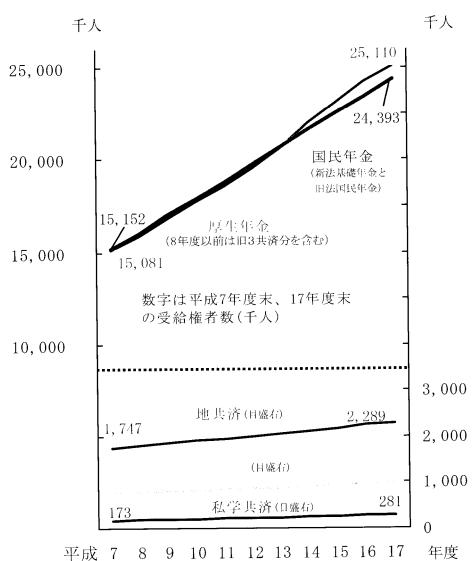
注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

受給権者数の推移をみると(図表 2-3-1、2-3-2)、各制度とも増加を続けており、 対前年度増加率は平成8年度以降で、厚生年金、私学共済、国民年金が概ね4~6% 程度であるのに対し、国共済と地共済の増加率はやや低く、概ね1~3%程度となっている。

平成17年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では、厚生年金と私学共済がともに3.6%増、国共済が2.3%増、地共済が2.2%増となっており、16年度までに比べ伸び率が鈍化している。この伸び率鈍化の要因としては、厚生年金、国共済、私学共済では、主として新規裁定者数の減少が挙げられるほか失権者数の増加も影響しているものと考えられる。一方、地共済では、失権者数の増加が主な要因と考えられる。また、国民年金(新法基礎年金と旧法国民年金)の受給権者数は4.1%増となっている。

図表 2-3-2 受給権者数の推移



### (受給者数)

年金が全額支給停止<sup>注</sup>されている者を除いた受給者数は、図表 2-3-3 のように推移 しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組によって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表 2-3-3 受給者数の年次推移

年度末	厚生年金		旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	
平成 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	下人 13,621 14,324 15,7 16,4 17,1 18,6 19,0 20,0 21,0 22,0 23,0	- - 778 503 233 074 005 315 369	千人 257.7 270.2 282.7 294.1 305.3 319.6 335.8	千人 - - - - 811 837 857 879 906 933 956	千人 1,680 1,729 1,783 1,833 1,875 1,913 1,970 2,029 2,088 2,152 2,206	千人 157.8 167.6 176.7 185.9 195.8 206.7 217.3 221.8 234.5 247.3 259.2	千人 14,751 15,611 16,585 17,469 18,362 19,304 20,238 21,222 22,111 22,997 23,954	
対前年月 8 9 10 11 12 13 14 15 16	度増減率(%) 5.2 10.2 4.6 4.4 4.9 5.2 6.9 5.2 4.5	(5 ) (5	4.8 4.6 4.0 3.8 4.7 5.0	3.2 2.4 2.6 3.0 3.1 2.4	3.0 3.1 2.8 2.3 2.0 3.0 3.0 2.9 3.1 2.5	6.2 5.5 5.2 5.3 5.6 5.1 2.1 5.7 5.5 4.8	5.8 6.2 5.3 5.1 5.1 4.8 4.9 4.2 4.0 4.2	

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

### (2) 年金種別別にみた状況

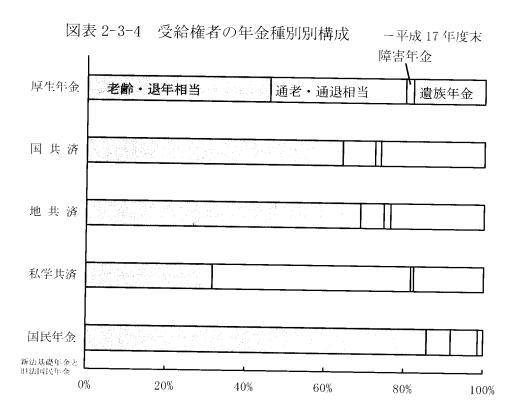
# ア 平成 17 年度末の状況

受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金(以下「老齢・退年相当注」という。)
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金(以下「通老・通退相当注」という。)
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

### の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている(経過措置(現在は20年以上)及び中高齢の特例措置(15年以上)を含む)新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。



(私学共済は通老・通退相当が、他制度は老齢・退年相当が最も多い)

受給権者の年金種別別構成割合をみると(図表 2-3-4、図表 2-3-5)、制度によって特徴が見られる。

厚生年金では、老齢・退年相当が5割弱と最も多く、次いで通老・通退相当が 3割強という構成である。これに対し、国共済、地共済では、老齢・退年相当が それぞれ6割強、7割と多く、通老・通退相当は少ない。一方、私学共済では、通老・通退相当が5割と最も多く、老齢・退年相当は3割と少なくなっている。 また、国民年金では、老齢・退年相当が9割弱を占めている。

この傾向は、受給者数でみても大きな違いはない(図表 2-3-5)。

図表 2-3-5 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 - 平成 17 年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	
受給権者数	千人	千人	千人	千人	千人	
<u> </u>	25, 110	984	2, 289	280. 8	24, 393	
老齢・退職年金 ( 道老・通退相当	11, 523	633	1, 578	89. 3	20, 929	
老師・逸職年金】通老・通退相当	8, 591	80	135	140.0	1, 474	
障害年金	487	14	38	2. 1	1,655	
遺族年金	4, 509	257	538	49. 4	335	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金   老齢・退職年金   通老・通退相当	45. 9	64. 3	68.9	31.8	85. 8	
老師・遠職牛金し通老・通退相当	34. 2	8.1	5. 9	49. 9	6. 0	
障害年金	1. 9	1. 9		0. 7	6.8	
遺族年金	18. 0	26. 1	23. 5	17. 6	1.4	
受給者数	千人	千人	千人	千人	千人	
ät	23, 156	956	2, 206	259. 2	23, 954	
を齢・退職年金 を齢・退職年金 を齢・退職年金 を齢・退年相当	10, 852	618	1, 540	76. 4	20, 832	
を飾・返城中金 通老・通退相当	7,805	78	130	131.8	1,470	
障害年金	355	10	23	1.8	1,518	
遺族年金	4, 145	250	513	49. 2	134	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100. 0	
老齢・退職年金を発達を通過相当	46. 9 33. 7	64. 6	69.8	29. 5	87.0	
を断・返職平定し通老・通退相当	á 33. 7	8. 2	5. 9	50.8	6. 1	
障害年金	1. 5	1.0	1.0	0. 7	6. 3	
遺族年金	17. 9	26. 2	23. 2	19. 0	0.6	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

# (国民年金は遺族年金が少ない)

国民年金では、他制度と異なり、遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給権者数割合をみると、国民年金は 1.4%であり、一方、被用者年金では最も低い私学共済でも 17.6%(厚生年金は 18.0%)ある。これは、国民年金の遺族基礎年金<sup>注</sup>は基本的には 18 歳未満の子<sup>注</sup>又は 18 歳未満の子を有する妻にしか支給

されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者 にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考 えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡・時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18 歳未満の子とは正しくは 18 歳に到達した年度の末日までにある子又は 20 歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

# (国共済と地共済は通老・通退相当が少ない)

また、国共済と地共済にあっては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ 8.1%、5.9%でしかなく、他の被用者年金が 30%以上(厚生年金 34.2%、私学共済 49.9%)であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、国共済 420 ヶ月、地共済 415 ヶ月であり、厚生年金 380 ヶ月、私学共済 378 ヶ月に比べて長いものとなっている。

# (私学共済は通老・通退相当が多い)

私学共済は老齢・退年相当 31.8%に対し通老・通退相当が 49.9%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており、特徴的である(厚生年金は老齢・退年相当 45.9%に対し通老・通退相当 34.2%である。)。

### イ 推移

年金種別別に受給権者数の推移をみると(図表 2-3-6)、国民年金の通老・通退相当と遺族年金以外は、各制度ともいずれの年金種別でも増加を続けている。

# (老齢・退年相当 -国民年金で大幅な増加-)

老齢・退年相当について平成17年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では厚生年金が3.2%増、国共済が0.6%増、地共済が1.7%増、私学共済が3.9%増となっており、いずれも16年度までに比べ伸びが鈍化している。(図表2-3-6)また、国民年金の老齢・退年相当の受給権者(老齢基礎年金受給権者を含む)は5.1%増と引き続き大幅に増加した。

国共済と地共済の老齢・退年相当は、他制度に比べて増加ペースが遅い。これは、両制度が恩給公務員期間等を通算しているため、既に多くの受給権者が発生

し、相対的に成熟の程度が高いからである。受給権者数の増加ペースが他制度よりも遅いが、年金財政の観点からは、今後、恩給公務員期間等を有する者が少なくなるとともに、財源が、国・地方公共団体等が事業主として負担する追加費用から、保険料にシフトしていくことに留意が必要である。

# (通老・通退相当 -国共済で大幅な増加一)

通老・通退相当の動きを老齢・退年相当と比べると、私学共済以外の被用者年金では、通老・通退相当の伸びの方が大きくなっている。平成17年度の対前年度増加率は、厚生年金が4.4%増、国共済が14.3%増、地共済が4.3%増と、ともに老齢・退年相当より高くなっている。特に国共済では、平成12年度以降二桁の伸びが続いており、増加傾向が顕著である。一方、私学共済は、老齢・退年相当3.9%増に対し、通老・通退相当3.4%増となっている。なお、国民年金の通老・通退相当は、旧法の通算老齢年金受給権者であるため、年々減少している。

### (障害年金)

障害年金も各制度で増加を続けている。障害年金の増加率は、国民年金以外では遺族年金に比べて低い傾向であったが、地共済では平成15年度に逆転し、遺族年金より高い状態が続いている。また、私学共済でも平成15年度、16年度は遺族年金より高い伸びであった。

# (遺族年金)

遺族年金は、国民年金以外の制度で増加を続けており、平成17年度の対前年度 増加率をみると、厚生年金3.3%増、国共済3.1%増、地共済3.2%増、私学共済 3.7%増となっている。

# (年金種別別構成割合)

受給権者数の年金種別別構成割合の推移をみると(図表 2-3-7)、私学共済と国民年金で老齢・退年相当の割合が増えているのに対し、厚生年金では通老・通退相当が、国共済と地共済では通老・通退相当及び遺族年金の割合が増えている。 これらの動向には、各制度の成熟の度合い等が反映されているものと考えられる。

図表 2-3-6 年金種別別にみた受給権者数の推移

<b>₹</b> 2-3	3-0 т	<b>干金</b> 種	1.万リ万リん	こみた	受給權	<b>E</b> 有数	の推移	ž			
	厚生年金		-			国共済					
年度末	Ę .	老齢・	退職年金				老齢・	退職年金	Γ -	1	
	計	老齢・ 退年相当	通老・	章害年金	遺族年金	<b>3</b> +	老齢・	通老・	瘴害年金	遺族年金	
平成	f.			<del> </del>	L +A	千人	退年相当 千万	通過相当 千人	千人	L	
7	15, 081	7,051		378	3, 047	778	565	25	11	千人 176	
8	15,871	7,386	4,923	386	3, 177	794	570	28	11	184	
9	16, 813	7,822		393	3, 299	810	576	30	11	192	
10	17,679	8, 217		404	3, 433	823	579	32	11	200	
11 12	18, 571 19, 529	8, 580 9, 014		415	3, 601	835	580	35	12	208	
13	20, 559	9, 486	6, 352 6, 764	425 436	3, 737 3, 873	862 883	592	39	12	218	
14	21,980	10, 145	7, 299	452	4, 084	906	601 610	43 49	13 13	226	
15	23, 148	10,690	7,770	463	4, 225	933	620	49 58	13	234 241	
16	24, 233	11, 167	8, 225	476	4, 365	962	629	70	14	249	
17	25, 110	11,523	8,591	487	4, 509	984	633	80	14	257	
	度増減率(%										
8 9	5. 2 5. 9	4.7	6. 9	2. 1	4. 3	2. 0	0.9	9. 2	2. 2	4.6	
10	5. 2	5. 9 5. 0	7. 6 6. 1	2. 0 2. 7	3. 8	2. 1	1. 1	8.1	2. 5	4.3	
11	5. 0	4.4	6. 2	2. 8	4. l 4. 9 j	1. 6 1. 5	0. 5 0. 2	7.6 7.9	1.8	4.1	
12	5. 2	5. 1	6. 3	2. 4	3. 8	3. 1	2. 1	10.9	1. 7 4. 5	4. 0 4. 8	
13	5.3	5. 2	6.5	2. 5	3. 6	2. 5	1.5	12.7	3. 3	3.5	
14	6.9	6. 9	7.9	3. 8	5. 4	2. 6	1.5	13.8	3. 5	3.5	
15	5.3	5.4	6. 5	2. 4	3. 5	2. 9	1.6	18.0	3.3	3.3	
16 17	4. 7 3. 6	4. 5 3. 2	5. 9 4. 4	2. 8 2. 3	3. 3	3. 1	1.5	19. 7	3. 1	3. 2	
	地共済	3.2	1. 1	2, 3	3. 3	2. 3	0.6	14. 3	2. 9	3. 1	
年度末		老輪·i	<b>B職年金</b>			私学共済	<b>老松</b> .21	職年金		<del></del>	
	計	老齢・	通老・	隨害年金	遺族年金	ž+	老齢・	通老・	瘴害年金	遺族年金	
平成	千人	退年相当 千人	通退相当 千人	千人	千人		退年相当	通退相当			
7	1,747	1, 266	88	28	364	千人 173. 5	千人 49.0	千人 92.7	千人	千人	
8	1,793	1, 290	92	29	382	184. 6	53. 6	97.4	1. 4 1. 5	30. 3 32. 2	
9	1,848	1,322	95	30	401	193. 5	56. 8	101.0	1.5	34. 1	
10	1,898	1,349	98	30	420	202. 5	60. 2	105.0	1.6	35.8	
11	1,942	1,372	101	31	438	212. 7	63.5	109.3	1.6	38. 1	
12	1,984	1, 394	104	32	454	223. 8	67.8	114.1	1.7	40.1	
13 14	2, 049 2, 109	1,434 1,471	112 117	32	470	235. 3	72. 3	119. 2	1.8	42.0	
15	2, 174	1, 511	123	34 35	488 505	245. 9 258. 2	76.5	123.6	1.8	43. 9	
16	2, 240	1,552	129	37	522	258. 2 271. 0	81. 3 86. 0	129. 2 135. 4	1.9 2.0	45. 7 47. 6	
17	2, 289	1,578	135	38	538	280. 8	89. 3	140.0	2. 1	49.4	
	<b>- 増減率(%</b>										
8	2.6	1.9	4.0	2. 3	5. 0	6. 4	9. 3	5. 0	4. 3	6. 1	
9 10	3. 1 2. 7	2.5	3.7	2. 2	4. 9	4. 8	6. 0	3.7	2. 5	6. 1	
11	2. 7	2. 0 1. 7	3. 2 2. 6	2. 3 2. 1	4. 7 4. 3	4.7	5. 9	3. 9	3.3	4.8	
12	2. 2	1.6	3.5	1. 8	3. 6	5. 0 5. 2	5. 6 6. 7	4. 2 4. 4	4.0	6.6	
13	3. 2	2. 8	7. 3	2. 9	3. 6	5. 1	6.6	4.4	3. 8 2. 5	5. 2 4. 8	
14	3.0	2.6	4.5	3. 6	3. 7	4. 5	5. 9	3. 7	3.5	4.5	
15	3. 1	2. 7	4. 9	4. 5	3. 6	5. 0	6. 3	4.5	4. 9	4. 1	
16 17	3. 0	2.7	5. 5	4. 3	3. 3	5. 0	5. 7	4.8	5.4	4.0	
	2. 2	1. 7	4.3	4. 2	3. 2	3. 6	3. 9	3.4	3, 3	3. 7	
	国民年金		と旧法国民年	<u> </u>							
年度末	<del>1</del> f	老齢・	職年金 通老・	章 害年 金	遺族年金						
平成		退年相当	通退相当								
<del>Ψπ</del> χ 7	千人 15, 152	千人 11,400	千人 2,109	千人	千人						
8	16, 010	12, 276	2, 109	1, 309 1, 338	334 332		•				
9	16, 987	13, 276	2,011	1, 370	331						
10	17,871	14, 186	1,952	1, 402	331						
11	18, 795	15,090	1,890	1, 437	377						
12	19, 737	16, 061	1,829	1, 473	373						
13 14	20, 669 21, 653	17, 030 18, 053	1,764	1, 508	367						
15	22, 544	18, 985	1, 697 1, 625	1, 543 1, 580	360 353						
16	23, 431	19, 915	1,552	1, 619	345						
17	24, 393	20, 929	1,474	1, 655	335						
大前年度	増減率 (%)										
8	5.7	7.7	△ 2.2	2. 3	△ 0.5						
9	6. 1	8. 1	△ 2.6	2. 3	△ 0.2						
10 11	5. 2 5. 2	6.9	$\triangle$ 2. 9	2. 3	0. 1						
12	5. 2 5. 0	6. 4 6. 4	△ 3. 2 △ 3. 2	2. 6 2. 5	13.7						
13	4.7	6.0	$\triangle$ 3. 5	2. 3	△ 0.9 △ 1.7						
14	4.8	6. 0	△ 3.8	2. 3	△ 2. 1						
15	4. 1	5. 2	△ 4.2	2. 4	△ 1.9						
16 17	3.9	4.9	△ 4.5	2. 5	△ 2.2						
11	4. 1	5. 1	△ 5.0	2. 2	△ 2.9						

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。 注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。